

株主資本等変動計算書
(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 剰 余 本 金	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 剰 余 益 金 計
					土 地 圧 縮 積 立 金	償 却 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2024年 4 月 1 日残高	24,433	7,961	5,000	12,961	197	20	9,087	9,305
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△768	△768
当 期 純 利 益							1,333	1,333
土 地 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△2		2	－
償 却 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立						437	△437	－
自 己 株 式 の 取 得								
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩							23	23
償 却 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△3	3	－
自 己 株 式 の 処 分			△15	△15				－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△15	△15	△2	434	155	588
2025年 3 月31日残高	24,433	7,961	4,984	12,945	194	455	9,243	9,893

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合 計
	自 己 株 式	株 主 本 資 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2024年 4 月 1 日残高	△810	45,889	1,177	15	△1,342	△149	45,740
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△768					△768
当 期 純 利 益		1,333					1,333
土 地 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		－					－
償 却 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立		－					－
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1					△1
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩		23					23
償 却 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		－					－
自 己 株 式 の 処 分	139	123					123
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			416	△10	△73	331	331
当 期 変 動 額 合 計	138	710	416	△10	△73	331	1,042
2025年 3 月31日残高	△672	46,600	1,593	5	△1,416	182	46,783

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

なお、譲渡性預金については取得原価

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品及び販売用不動産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)に基づく定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 建築資材事業

木材製品及び建材・住宅設備機器等(以下、「商品」といいます。)の販売は、顧客との取引基本契約に基づき、商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品を引き渡す一時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、顧客へ商品を引渡した時点で収益を認識しております。

ただし、一部の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(2) 住宅事業

マンション及び一戸建住宅の販売は、顧客との不動産売買契約に基づき、マンションの各分譲住戸又は一戸建住宅(土地付建物)の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件を引き渡す一時点で充足されると判断し、顧客へ物件を引渡した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

金利スワップ……………借入金

③ヘッジ方針

商品の外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約を、変動金利支払いの借入金に係る金利上昇リスクをヘッジする目的で金利スワップを行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について中間期末及び期末毎にヘッジ効果を検証しております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一である場合には、本検証を省略しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」といいます。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積り

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	5,889百万円
販売用不動産	20,341百万円
評価損（売上原価）	△63百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「重要な会計上の見積り 1. 棚卸資産の評価」に記載した内容と同一であります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	34,340百万円
無形固定資産	150百万円
減損損失	454百万円

なお、減損損失計上額454百万円のうち、370百万円はソフトウェア仮勘定の減損処理による減損損失であり、システム開発に伴う損失450百万円に含めて表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「重要な会計上の見積り 2. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

3. 退職給付引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

前払年金費用	2,135百万円
退職給付引当金	562百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「重要な会計上の見積り 3. 退職給付に係る負債」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保資産

販売用不動産	12,002百万円
建物	3,877百万円
機械及び装置	0百万円
土地	15,405百万円
投資有価証券	4,470百万円
計	35,755百万円

(2) 担保付債務

短期借入金	17,763百万円
長期借入金	17,615百万円
計	35,379百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,421百万円

3. 偶発債務

保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了等までの間の金融機関借入債務に対する連帯保証債務 2,203百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	5,607百万円
短期金銭債務	10,072百万円
長期金銭債務	96百万円

5. 貸出コミットメント契約

主要取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	15,280百万円
借入実行残高	7,387百万円
差引額	7,893百万円

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 1,539百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	7,490百万円
仕入高	5,830百万円
その他の営業取引高	4,448百万円
営業取引以外の取引高	710百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項				(単位：株)
	当 期 首 株 式 数	当期増加株式数	当期減少株式数	当 期 末 株 式 数
普 通 株 式	379,158	1,488	65,500	315,146

- (注) 1. 普通株式の増加1,488株は、単元未満株式の買取り881株及び譲渡制限付株式の無償取得607株によるものであります。
2. 普通株式の減少65,500株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
有形固定資産	1,619百万円
投資有価証券	1,465百万円
貸倒引当金	322百万円
賞与引当金	253百万円
無形固定資産	173百万円
商品	117百万円
税務上の繰越欠損金	70百万円
未払事業税	51百万円
譲渡制限付株式報酬等	30百万円
販売用不動産	4百万円
その他	464百万円
繰延税金資産小計	4,574百万円
評価性引当額	△3,631百万円
繰延税金資産合計	943百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△697百万円
前払年金費用	△671百万円
償却資産圧縮積立金	△209百万円
土地圧縮積立金	△89百万円
有形固定資産	△69百万円
その他	△19百万円
繰延税金負債合計	△1,756百万円
繰延税金資産の純額	△813百万円

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	(株)セレックス	所有 間接 100.0%	役 員 の 兼 任 資金の寄託預り	資 金 の 寄 託 預 り (注)	5,500	預 り 金	5,500
	ナイスプレカ ット(株)	所有 直接 100.0%	役 員 の 兼 任 資 金 の 貸 付	資 金 の 貸 付 (注)	1,870	流 動 資 産 「そ の 他」	1,300
				資 金 の 回 収 (注)	2,340		
	スマートパワ ー(株)	所有 直接 100.0%	資金の寄託預り	資 金 の 寄 託 預 り (注)	1,460	預 り 金	440
				預 り 金 の 払 戻 し (注)	1,340		
	リナイス(株)	所有 間接 100.0%	役 員 の 兼 任 資 金 の 貸 付	資 金 の 貸 付 (注)	1,741	流 動 資 産 「そ の 他」	2,119
				資 金 の 回 収 (注)	1,500		

(注) 資金の貸付及び資金の寄託預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額
 3,942円87銭
2. 1株当たり当期純利益
 112円60銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

ナイス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	原	伸	之
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	井	上	彦 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナイス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 当監査役会は、当社グループが社会的信用を確立するとともに、健全かつ持続的な成長を遂げることに資する監査役監査の実施を基本方針とし、2024年6月27日に開催した監査役会において、監査の方針、重点監査項目、各監査役の職務の分担、実施計画、監査要項等を定めた2024年度（第76期事業年度）監査役監査計画を決議し、毎月1回以上開催する監査役会で、常勤監査役から監査の実施状況および結果の報告を受け、意見交換等を行いました。また、当事業年度は当社および関係会社の取締役や使用人等とのコミュニケーションと連携等の強化を図り、常勤監査役が50拠点以上の往査と、関係会社を含む代表取締役および取締役、使用人等との個別面談を延べ150回以上実施して経営課題等の把握に努め、監査役会において共有するとともに求められる対応等を協議し、取締役会および取締役の職務の執行に対するモニタリングの強化を図りました。さらに、監査役全員による往査を通じて主要な事業等の取り組み状況、設備投資等の実施の状況、中期経営計画に掲げる重要施策や成長けん引策の推進状況等を確認いたしました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査基準等に準拠して監査を実施し、監査役会のほか、代表取締役との定期的な会合、往査等を通じて意見交換を行うとともに、取締役および使用人等との意思疎通を図りました。また、社外取締役とは定期的な会合、個別面談等を通じて情報提供や意見交換等を行い、連携の強化を図りました。さらに、適正な監査視点の形成と監査の環境の整備に向けて、三様監査の連携を推進するとともに、内部監査室、会計監査人との合同による往査等を実施いたしました。具体的には、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会のほか、指名・報酬委員会、サステナビリティ委員会、労務委員会、その他重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類、契約書等を閲覧し、本社および主要な事業所に関しては内部監査室とも連携を図り、内部監査報告等に基づいて業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ②関係会社につきましては、各社の代表取締役、取締役および監査役、使用人等と意思疎通を図ったほか、内部監査室、会計監査人と連携し、事業の概況および経営管理の状況等を調査いたしました。また、重要な子会社は常勤監査役が監査役を兼務し、各社の取締役会や重要な会議に出席したほか、関係会社の代表取締役による会合やグループ会社監査役連絡会等を通じて、当社グループ全般のガバナンスの現況等を確認し、経営課題等の把握に努めるとともに、それらの改善に資する意見申述等を行いました。
 - ③事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその関係会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につきましては、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に基づいて監査を実施するとともに、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制につきましては、内部監査室の監査結果を踏まえ、会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受けました。

④事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取り組みにつきましては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

⑤会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受けるとともに、監査計画、重点監査項目、監査の内容および方法について説明を受け、協議いたしました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、毎月会合等を行い、主要な事業所および関係会社の往査に立ち会い、期中レビュー結果および期末監査結果の報告を受けるなどの方法により、その職務の執行状況を確認し、意見交換等を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について監査するとともに、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討し、かつ、会計監査人の監査の方法および結果の相当性を検討いたしました。

なお、事業報告に記載されている当社が公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けた件につきまして、当社と、同法に抵触する取引等が確認された関係会社7社において、再発防止策として支払いに対する約定の改定、点検体制の強化、法令遵守の徹底を図る社内教育を行ったほか、当社グループの全役職員に対する意識改革等に取り組んだことを確認いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款にしたがい、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

ナイス株式会社	監査役	会
常勤監査役 森	隆士	㊟
常勤社外監査役 鈴木	耕典	㊟
社外監査役 中川	秀宣	㊟
社外監査役 野間	幹晴	㊟
社外監査役 柴山	珠樹	㊟

以上

別紙 3

スマートパワー株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

決 算 報 告 書

第15期

自 2024年04月01日
至 2025年03月31日

スマートパワー株式会社

貸 借 対 照 表

2025年03月31日 現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	589,607,014	流動負債	175,230,259
現金及び預金	23,757,877	買掛金	116,103,768
売掛金	34,071,919	工事未払金	137,500
完成工事未収金	4,412,207	未払費用	7,079,673
商 品	49,023,771	未払法人税等	34,229,600
未成工事支出金	37,919,474	未払消費税	10,059,100
短期貸付金	440,000,000	前受金	385,000
その他の	421,766	預り金	635,618
		賞与引当金	6,600,000
固定資産	171,600,018		
有形固定資産	114,982,880		
建物	645,881		
構築物	1,187,179		
機械及び装置	111,581,370		
什器備品	1,568,450		
		負債合計	175,230,259
無形固定資産	2,534,918	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,534,918	株主資本	585,976,773
投資その他の資産	54,082,220	資本金	100,000,000
長期前払費用	37,158,488	資本剰余金	20,000,000
敷金	249,000	その他資本剰余金	20,000,000
差入保証金	1,768,140	利益剰余金	465,976,773
繰延税金資産	14,906,592	利益準備金	25,000,000
		その他利益剰余金	440,976,773
		繰越利益剰余金	440,976,773
		純資産合計	585,976,773
資産合計	761,207,032	負債純資産合計	761,207,032

損 益 計 算 書

自 2024年04月01日
至 2025年03月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
売上高		
商品売上高	752,807,138	
完成工事高	525,296,560	
売電収入	52,904,918	
その他売上高	42,714,072	1,373,722,688
売上原価		
商品売上原価	708,566,573	
完成工事原価	384,913,456	
売電原価	22,039,714	
その他売上原価	3,875,820	1,119,395,563
売上総利益		254,327,125
販売費及び一般管理費		178,454,421
営業利益		75,872,704
営業外収益		
受取利息	512,745	
アフター引当金戻入益	507,361,904	
その他	9,748,356	517,623,005
営業外費用		
支払利息	434,900	
その他	967,500	1,402,400
経常利益		592,093,309
税引前当期純利益		592,093,309
法人税、住民税及び事業税		36,534,140
法人税等調整額		142,157,161
当期純利益		413,402,008

株主資本等変動計算書

自 2024年04月01日
至 2025年03月31日

(単位：円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本 合計	
		その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				繰越利益剰余金	合計			
当期首残高	100,000,000	20,000,000	25,000,000	66,574,765	66,574,765	91,574,765	211,574,765	211,574,765
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△39,000,000	△39,000,000	△39,000,000	△39,000,000	△39,000,000
当期純利益				413,402,008	413,402,008	413,402,008	413,402,008	413,402,008
事業年度中の変動額合計	0	0	0	374,402,008	374,402,008	374,402,008	374,402,008	374,402,008
当期末残高	100,000,000	20,000,000	25,000,000	440,976,773	440,976,773	465,976,773	585,976,773	585,976,773

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品…先入先出法による原価法を採用しております。

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

無形固定資産…定額法

引当金の計上基準

賞与引当金…従業員賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数 2,000株

事業報告

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1)事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、インバウンド需要の拡大や雇用・所得環境の改善などを受け、緩やかな回復基調を示しました。一方、ウクライナ情勢や中東情勢などの地政学的リスクに加え、米国の政策動向などによる世界経済の下振れリスクにより、国内経済の先行きは不透明な状況です。

エネルギー需給の見通しは、2025 年 2 月に第 7 次エネルギー基本計画が策定され、エネルギー安定供給や、DX や GX 需要によるエネルギー需要増への対応に加えて、カーボンニュートラルの実現が課題となっています。また太陽光も含めた再生可能エネルギーは、2050 年には主力電源として位置づけられており、2023 年度(速報値)のエネルギー自給率は 15.2%、再エネ比率は 22.9%となっています。2040 年 4~5 割程度の導入、2050 年主力電源化を目指しているため、今後も更なる普及拡大が見込まれます。そのなか、2012 年度からスタートした FIT 制度は、比較的導入が容易で、且つ地域との共生も図れる屋根設置において、地上設よりも売電単価を高くするなど制度変更も行われました。また、壁面やカーポートなど設置場所の多様化や、ペロブスカイトなど次世代型太陽光の開発など今後も市場拡大が見込まれています。住宅分野においても、自治体主導による太陽光設置義務化や新しい省エネ基準となる GX 志向型住宅の普及なども太陽光の普及拡大につながる事が予想されます。

弊社の扱う産業用は、引き続き電力需要の高い工場などに向けた自家消費型太陽光の受注のほか、PPA 事業者による太陽光導入の工事受注が堅調に推移しました。

また、住宅用においては、初期投資 0 円となる PPA 型太陽光の受注が伸びています。背景には資材価格高騰など住宅価格の上昇や、金利上昇などの影響もあり PPA 型の需要が増えていることが考えられます。ただし依然として住宅用太陽光の販売価格は競争が激しく低い利益率となる点もあり販売ボリュームアップなどが課題となっています。

そのようななか、当事業年度の売上高は、13 億 74 百万円（前期比 118.7%増）、営業利益は 76 百万円（前期比 118.7%増）、経常利益は 592 百万円（会計ルール変更に伴うアフター引当金の取崩し額 507 百万円を含む、前期比 668.8%増）、当期純利益は 413 百万円（前期比 1014.8%増）となりました。

事業別（部門別）の状況は、次のとおりです。

（産業用部門）

当事業年度における産業用部門の売上高は、自家消費型施工、PPA 事業者より受注も堅調

に推移し、6 億 43 百万円（前期比 116.8%増）となりました。また、営業利益は 64 百万円（前期比 108.4%増）となりました。請負件数は 47 件、うち売上 1 百万円未満を除く件数は 25 件の完工となりました。資格者不足より適正な配置が懸念されましたが、大型案件を中心とした受注とすることにより適正な配置が出来ました。

(住宅用部門)

当事業年度における住宅用部門の売上高は、前年より伸び 6 億 78 百万円（前期比 118.3%増）となりました。また、営業利益は△19 百万円（前期比 12 百万減）となりました。

住宅用の販売台数は 1,289 台（内自社 VP シリーズ 224 台）となりました。シェアリングエネルギーによる PPA モデルが 848 台となり売上増に貢献しました。

一方で前期と比べ販売台数増となりましたが、電力会社による規定の変更により在庫していたパワーコンディショナーが利用できなくなるため、在庫を△20 百万円の評価減をしたこともあり、営業利益は減少しました。

(発電事業部門)

当事業年度における発電事業の売上高は、53 百万円（前期比 153.7%増）となりました。また、営業利益は 31 百万円（前期比 238.4%増）となりました。

前年度は熊本発電所の火災による影響を受けましたが、今期は大きなトラブルもなく発電しました。

(部門別売上高)

部 門 別	第 13 期 2023 年 3 月期	第 14 期 2024 年 3 月期	第 15 期 2025 年 3 月期
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
産 業 用	832,702	550,255	643,141
住 宅 用	154,600	572,585	677,677
発 電 事 業	54,666	34,415	52,904
合 計	1,041,968	1,157,254	1,373,722

(2) 直前 3 事業年度の財産および損益の状況の推移

区 分	第 13 期 2023 年 3 月期	第 14 期 2024 年 3 月期	第 15 期 2025 年 3 月期
売 上 高 (千円)	1,041,968	1,157,254	1,373,722
経 常 利 益 (千円)	55,776	88,518	592,093
当期純利益 (千円)	28,893	40,737	413,402
1 株当たり当期純利益	14,446 円 52 銭	20,368 円 50 銭	206,701 円 00 銭
総 資 産 (百万円)	905	914	761
純 資 産 (百万円)	198	211	586

(3)対処すべき課題

住宅用、産業用ともに業績は伸びましたが、人手不足が続いています。採用活動も行ってきましたが業界経験を持つ人材の確保とならず、未経験者による補充となっている現状を踏まえ、社内教育の実施、効率化を目的とした業務内容の見直しを行っていますが、効果が出るまで一定の時間がかかります。また資格者の確保も困難な点もあり、資格奨励金制度を2年延長し、社内確保を図っています。

住宅用太陽光の販売では、損益分岐点である1,000台を超えたものの、自社VPシリーズの販売台数が落ち込み、シェアリングエネルギー向けPPAや他システムメーカー品の総利益の低い卸売りが増えたことにより収益性が低くなっています。25年度は自社VPシリーズの販売増、受発注業務の効率化などに取り組み住宅セグメントの黒字化に向けた取り組みを行います。

(4)主要な事業内容（2025年3月31日現在）

弊社は、再生可能エネルギー関連ビジネスを行っており、産業用は自家消費型太陽光発電所の建設、住宅用は弊社オリジナルシステムの開発・供給、その他メーカー品の卸売りと太陽光発電所の運営による売電事業を行っています。

(5)主要な支店、営業所および工場（2025年3月31日現在）

名称	所在地
本 社	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号

(6)従業員の状況（2025年3月31日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減
出向社員	7 名	1 名減
プロパー社員	3 名	1 名増
契約社員	0 名	-
合 計	10 名	±0 名

(7)その他、会社の現況に関する重要な事項

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- | | |
|-----------------|----------|
| (1)発行可能株式総数 | 10,000 株 |
| (2)発行済株式の総数 | 2,000 株 |
| (3)株主数（ナイス株式会社） | 1 名 |

監 査 報 告 書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

I. 監査の方法及びその内容

1. 取締役の会計に関する職務の執行の監査のため、会計帳簿及び書類を閲覧し、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について、立会・照会・取締役及び使用人からの報告の聴取その他の方法を用いて調査いたしました。
2. 取締役の会計以外の業務の執行の監査のため、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から報告を求め、取締役会議事録、取締役の決裁及び作成書類等、取締役の職務執行上重要な書類を閲覧する等、相当な方法を用いて調査いたしました。

II. 監査の結果

1. 計算書類及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認めます。
2. 事業報告は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
3. 取締役の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2025年5月22日

スマートパワー株式会社

監査役 今井 啓文

